

日上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する 条例及び施行規則の改正概要

改正の趣旨

不適正な土砂の搬入を規制し、市民の良好な生活環境の保全及び災害の防止を図るため、「日上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び施行規則」を令和6年3月に一部を改正し、令和6年7月1日から施行します。

改正の概要

1. 許可の対象となる埋立て等面積と許可を要しない埋立て等の項目の見直し

- 埋立て等の面積の**下限値を撤廃し、5,000㎡未満の全ての埋立て等の許可が必要となりました。**
- 農地法の許可を受けて行う埋立て等は、**残土条例の埋立て等の許可が必要となりました。**
※ただし、次の特定用途の小規模な埋立て等は、許可の必要はありません。
 - ① 花壇、家庭菜園を及び庭等の維持管理として行う500㎡未満の埋立て等
 - ② 建築確認を受け、住居等の建設のために行う500㎡未満の埋立て等
 - ③ 工事のために一時的に行う300㎡未満の埋立て等
 - ④ **農業委員会の同意を受けて行う農地改良**

2. 土地所有者の義務規定の創設

- 埋立て等に同意した土地所有者の方は、**埋立て等の施行状況を定期的に確認し、不適正な埋立て等を発見した場合は、市へ通報しなければならないこととなりました。**
※義務を怠った場合は、**罰金等が科されることがあります。**

3. 書面の交付・携帯制度の創設

- 適正な埋立てであることを明示するため、埋立て等の関係者は、書面の交付・携帯を義務化しました。
 - (1) **埋立て等を行う方** **事前に土砂等受入概要書を土砂等を発生させる方に交付**
 - (2) **土砂等を発生させる方** **適合証明書を土砂等を搬入する方へ交付**
 - (3) **土砂等を搬入する方** **発行を受けたれた適合証明書を携帯**

4. 公表制度の創設

- 不適正な埋立て等を抑止するため、条例に違反した者の氏名や処分を公表できる制度を設けました。

5. 土壌基準の見直し

- 埋立て等が可能な改良土の基準を設定し、基準を満たす改良土は土砂として埋立て等に用いることができるようになりました。
- **カドミウム及びトリクロロエチレンの基準値及び測定方法を修正しました。**

施行期日

令和6年7月1日施行

日上市内で土砂等による土地の埋立て・盛土・堆積を行う場合は許可の申請手続きが必要となります。

1 事前相談を経て、事前協議・許可の申請手続きを行ってください

埋立て等区域の面積は、5,000㎡未満ですか？

※埋立て等区域の面積は、実際に埋立て等を行う区域の面積をいい、道路や建物は含みません。

はい

いいえ

市へ事前相談を行ってください。

(窓口：日上市資源循環推進課)

県の許可が必要です。
事前相談を行ってください。

(窓口：茨城県廃棄物規制課)

許可が必要

届出が必要

市へ事前協議書を提出
してください。

事前協議の終了

市へ許可申請書を提出
してください。

審査 (約3か月)

許 可

許可手続きについて、詳しくは
市のHPをご覧ください。

許可及び届出の手続きに
ついて、詳しくは県のHP
をご確認ください。



2 事業の施工

- ① 着手届を市へ提出
- ② 埋立て等を行う方は、土砂等を発生させる方に「土砂等受入概要書」を交付
- ③ 土砂等を発生させる方は、「適合証明書」を土砂等を搬入する方へ交付
- ④ 土砂等を搬入する方は、「適合証明書」を携帯して搬入を実施

【注意】②～④の関係書類は、県残土条例でも規定されています



土砂等を
発生させる方
(搬入元工事の
元請事業者等)

土砂等受入概要書を交付

埋立て等を行
う方
(許可を受け
た者)

適合証明書を交付

土砂等を搬入する方
(ダンプの運転手等)

適合証明書を携帯

土地所有者等の義務

- 令和6年3月の市残土条例の一部改正に伴い、適正な埋立て等を推進するため、**土地所有者等の義務**が発生します
- 土地所有者の方などは、**定期的な現場確認を行い、不適正な埋立て等を発見した場合は、通報する義務**があります。
- 義務を怠った場合は、罰金等が科されることがあります。**

